

【平成23年4月1日から駐車監視員による放置車両の確認が実施されます】

駐車監視員活動ガイドライン

平成22年11月18日策定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

(平成23年4月1日から)

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
北二番丁通り(木町通1丁目4番9号から上杉1丁目10番1号まで) 元常盤丁北二番丁交差点～北二上杉交差点の間	9時～19時

◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
北五番丁通り(上杉2丁目1番50号から木町通2丁目3番32号まで) 北五上杉交差点～大衡仙台線北五番丁交差点の間	9時～19時

重点路線

(平成23年4月1日から)

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
木町通1丁目、二日町、上杉1丁目周辺	9時～19時

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
木町通2丁目、上杉2丁目、堤通雨宮町、柏木町1丁目、通町1丁目、木町周辺	9時～19時

重点地域

駐車監視員活動ガイドライン（新設）

仙台北警察署管内（青葉区二日町・木町通り・上杉地区）

平成23年4月1日から駐車監視員による放置車両の確認が実施されます。

